

収入証紙貼付(過不足のないように)を貼付してください。

様式第2号

鹿児島県収入証紙

蜜蜂転飼許可申請書

鹿児島県知事 殿

令和6年 4月 12日

県内から県内への転飼の場合は上段に、  
県外から県内に転飼をする場合は下段  
に、○を付けてください。

現住所  
電話番号\*1  
氏名又は名称及び代表者氏名

申請日を記入してください。

下記のとおり転飼したいので許可願いたく  
より申請します。

養蜂振興法第4条第1項  
鹿児島県蜜蜂転飼条例第2条第1項の規定に

記

年月日を記入してください。

転飼申請 直前の 飼育場所	転飼しよう とする場所 ※ 2	左の土地 所有者住 所氏名	最大計 画数 最群	主な 蜜源	転飼期間	飼養管理者 住所氏名
鹿児島市鴨 池新町 10番1号	鹿児島市桜 島町○○	鹿児島太 郎	40 (うち日本蜜蜂 )		令和6年11月 20日から 令和7年2月 29日まで	西郷隆盛
			(うち日本蜜蜂 )		月 日から 月 日まで	
			(うち日本蜜蜂 )		月 日から 月 日まで	

□本届出に当たり、以下の内容について、同意します。  
上記のチェックボックスに☑を入れてください。

- ① 個人情報の利用目的：都道府県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬  
(裏面も必ずご覧ください)

※新規の転飼場所の場合は、土地使用承諾書の添付が必要です。

被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。

- ② 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：都道府県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ・法令に基づく場合
  - ・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

#### 備考

- ※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- ※2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。